

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1 基本的な考え方

- ・当社は、採用活動その他の接点において、求職者・内定者・紹介予定者・インターン参加者等（以下「求職者等」）の人格・尊厳を尊重し、安全で公平な選考・受け入れ環境を確保することを重要な社会的責務と考えています。
- ・求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」）は、許されない行為であり、関係法令および当社規程に基づき、適切かつ毅然と対応します。本方針は、男女雇用機会均等法第11条に基づく事業主の防止措置義務等の趣旨に沿うものです。

2 セクシュアルハラスメントの例（求職者等との接点を含む）

- ・性的な発言・質問（容姿・婚姻・出産・身体的特徴の評価等）や不必要な身体的接触
 - ・面接・説明会・懇親会等での卑猥な冗談、画像・動画の提示、私的交際の強要や誘い
 - ・選考結果や内定、評価等と引き換えにした性的言動・便宜の示唆(対価型)
 - ・オンライン選考時のカメラ越しの容姿評価・着衣指定など、業務関連性のない要求
 - ・SNSや私的連絡先を通じた執拗なメッセージ、深夜の連絡、待ち伏せ・尾行等
 - ・求職者等が抵抗・拒否・申告したことを理由とする不利益取扱い・威圧的言動(環境型の悪化を含む)
- ※上記は例示であり、総合的に判断します。

3 求職者等へのお願い

- ・当社の採用活動は、公正・中立なプロセスにより運営しています。面接官・採用担当者を含む当社関係者に対し、敬意あるコミュニケーションへのご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・セクハラに該当し得る行為や不適切な言動が認められた場合は、事実確認のうえ、当社規程に従い対応いたします。双方の安全確保および適切な事案解決のため、必要に応じて警察・弁護士等の外部機関へ相談・通報することがあります。

4 従業員の行動基準・教育

- ・採用・受入れに関与する全従業員は、法令・当社規程に基づく行動基準を遵守します。業務関連性のない個人的質問や接触、私的連絡の取得・誘引は行いません。
- ・年次でのハラスメント防止教育を実施し、必要に応じて教育内容・頻度を見直します。

5 相談・申告窓口と保護

- ・社内に設置の「なんでも相談室」にて相談を受け付け、求職者等および従業員から相談・申告を受けた場合は、迅速かつ公正に事実確認を行い、関係者のプライバシーを適切に保護し、相談・申告を理由とする不利益取扱いを禁止します。

6 周知

- ・本方針は、当社ウェブサイトおよび社内掲示板、候補者向け案内資料等で周知します。

制定日：2025年10月1日

株式会社トヨタミ

代表取締役社長 中村 福太郎